

# 定款

一般社団法人日本ガットフレイル会議

令和5年5月9日作成

# 一般社団法人日本ガットフレイル会議定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ガットフレイル会議と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、ガットフレイル（腸内環境、腸内フローラ、腸管機能などの異常）に関する研究発表、知識の交換、社員及び国内外の関連学会あるいは企業、団体との連携を通じて、ガットフレイルの研究及び普及啓発を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ガットフレイルに関する情報提供
2. セミナー、講演会の開催・運営
3. 書籍の出版及び販売
4. 保有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権の管理業務
5. 商品の認定・認証の実施及びそれに伴う検査及びコンサルティング業務
6. 民間企業への商品研究開発支援及びコンサルティング業務
7. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

### (公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申込み、理事の決定による承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

### (入会金及び会費)

第8条 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格

を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

#### (開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### (招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

#### (決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

**(議決権)**

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

**(議長)**

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

**(議事録)**

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

**(員数)**

第20条 当法人の理事は、3名以上を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

**(選任等)**

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

**(任期)**

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

**(代表理事・職務権限)**

第23条 当法人は、代表理事1名を置き、社員総会の決議によって、代表理事を選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

#### **(役員報酬等)**

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

#### **(取引の制限)**

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## **第5章 基金**

#### **(基金の拠出)**

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

#### **(基金の募集)**

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

#### **(基金の拠出者の権利)**

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

#### **(基金の返還の手続き)**

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 解 散

### (解散の事由)

第30条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。
- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

### (残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収

入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(剰余金の分配の禁止)**

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。